

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

岐阜県職員保健審査会規則

(同)

### 告 示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

### 訓 令 甲

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

一四

一一

一二

一三

号 外 ( 七 ) 平 成 二 十 五 年 四 月 一 日

## 規 則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第三条関係)

機関 一 各機 関共通		職員 1 全職員	貸与品目	貸与数量	貸与期間	備考
2 災害対策 に関する重	・下)	ヘルトA	保護帽	一個	別に定め る期間	夏用・冬用の 貸与対象職員
		防災服A(上 ・下)	帽子A	一個	別に定め る期間	
		一本	別に定め る期間	別に定める職 員を除く。		
		一着	別に定め る期間	別に定める職 員を除く。		

6 警備員		5 特殊自動車運転士		4 普通自動車運転士		3 栄養士（保健所の栄養士を除く）		要な事務に従事する職員			
ネクタイ	半袖開襟シャツ	警備員服（上・下）	警備員帽	地下足袋	作業服（上・下）	運転士帽	作業服（上・下）	予防衣	ベルトB	帽子B	
夏用・冬用各一本	夏用一着	夏用（上）一着 夏用（下）一着	夏用・冬用各一個	一足	夏用・冬用各一着	一個	一着	二着	一本	一個	
一年	二年	二年（新規採用の年に限り）	四年	一年	二年	二年	一年	一年	別に定める期間	別に定める期間	
		二年（新規採用の年に貸与された被服に限り）									は、別に定める。

四 環境生活部 廃棄物対策課		三 総務部 管財課		二 消防課		一 現場立入調査業務に従事する職員		8 炊事に従事する職員		7 用務員、洗濯員、ボイラー技師、電気手、営繕手及びこれらに類似の業務に従事する職員	
	1 産業廃棄物に関する業務を担当し、現場業務に従事する職員		1 中央制御室において県庁舎の保守及び管理業務に従事する職員		1 現場立入調査業務に従事する職員						
	作業服（上・下）		作業服（上・下）	安全靴	作業服（上・下）	長靴	前掛	炊事服（上・下）	炊事帽		作業服（上・下）
	一着		夏用・冬用各一着	一足	夏用・冬用各一着	二足	四枚	三着	一個		一着
	三年		二年	三年	三年	一年	一年	一年	一年		一年

十二 林 政部 課	十一 農 政部 業 課	十 商工 労働部 岐阜地 域産業 労働室	九 商工 労働部 商工政 策課	八 健康 福祉部 薬務水 道課	七 環境 生活部 岐阜地 域環境 室	六 環境 生活部 自然環 境保全 課	五 環境 生活部 環境管 理課
1 現場業務 に従事する 職員	1 農業改良 の普及業務 に従事する 職員	1 現場立入 調査業務に 従事する職 員	1 現場立入 調査業務に 従事する職 員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 自然公園 及び鳥獣保 護に関する 業務を担当 する職員	1 現場業務 に従事する 技術職員
作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下) 安全靴	作業服(上・ 下) 安全靴	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴又は安全 靴	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)
一着	夏用・冬用 各一着	一足	一足	一着	一足 一着	夏用・冬用 各一着	一着
三年	二年	三年	二年 三年	三年	三年 三年	二年 三年	三年
					担当ごとに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。		
二十 都 市建築 部街路 公園課	十九 農 土整備 部河川 課	十八 農 土整備 部技術 検査課	十七 農 土整備 部建設 政策課	十六 林 政部 山課	十五 林 政部 林整備 課	十四 林 政部 産材流 通課	十三 林 政部 みのも の森 づくり 推進課
1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 技術職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 技術職員	1 現場業務 に従事する 職員
作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)
一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着
三年	二年	三年	三年	三年	一年 三年	三年	三年
	地下水位観測 に従事する職 員に限る。						

		二四 振興局		二三 自動車 事務所 所及び 飛騨県 事務所 所自動 車税出 張所				二二 県税事 務所		二一 都市建 築部公 共建築 住宅課		水道企 業課 課及 築指導 課、建 下水 道		
2 環境課の 職員で現場		1 振興課の 職員で現場 立入調査業 務に従事す るもの		1 納税証明 書の発行業 務又は申告 書の受付業 務に専ら従 事する職員		2 軽油調査 の業務に従 事する職員		1 不動産評 価の業務に 従事する職 員		1 現場業務 に従事する 職員				
作業服(上・ 下)		作業服(上・ 下)		作業服(上)		作業服(上・ 下) 予防衣		作業服(上・ 下)		作業服(上・ 下) 防寒服 安全靴				
夏用・冬用 各一着		一足		一着		一着		夏用・冬用 各一着		一足 一着		夏用・冬用 各一着		
二年		三年		二年		一年		二年		三年 三年 三年		二年		
						軽油分析調査 に従事する職 員に限る。								
													二五 保健所	
		4 薬剤師		3 臨床検査 技師、衛生 検査技師、 薬剤師(理 学検査及 び細菌学検 査に従事す る職員に限 る。)及び これらに類 似の業務に 従事する職 員		2 診療放射 線技師及び これに類似 の業務に従 事する職員		1 医師		業務に従事 するもの				
防寒服		作業服(上・ 下)		予防衣		予防スポン 予防スポン 予防スポン (スカート)		予防衣		長靴又は安全 靴		防寒服		
一着		夏用・冬用 各一着		一着		一着		二着		一足		一着		
三年		二年		一年		一年		二年		三年		三年		
飛騨保健所		環境衛生業務 に従事する職 員を除く。		環境衛生業務 に従事する職 員を除く。		飛騨保健所 (下呂センタ ーを含む。)の 職員に限る。				担当ことに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。				

	6 獣医師		5 細菌検査 感染症検査 等に従事す る職員及び これらの補 助業務に従 事する職員		予防衣				
	予防衣		予防衣		予防衣				
作業種	予防ズボン (スカート)	予防スカート	作業服(上・ 下)	夏用・冬用 各一着	一着	二着	一着(と畜 検査又は食 鳥検査に従 事するもの にあつては、 夏用・冬用 各一着)	二着	一着
一個	一着	一着	一着	二年	一年	一年	一年	一年	
二年	一年	一年	一年	二年	一年	一年	一年	一年	(下呂センター を含む。)の 職員に限る。
	と畜検査又は 食鳥検査に従 事する職員に 限る。	と畜検査又は 食鳥検査に従 事する職員に 限る。	環境衛生業務 に従事する女 性職員に限る。	環境衛生業務 に従事する男 性職員に限る。	環境衛生業務 に従事する職 員を除く。	環境衛生業務 に従事する女 性職員に限る。	環境衛生業務 に従事する職 員を除く。	環境衛生業務 に従事する職 員を除く。	と畜検査又は 食鳥検査に従 事する職員に 限る。
	10 衛生技術 員		9 保健師及 び保健指導 員		8 栄養士	7 食品衛生 監視員(薬 剤師及び獣 医師を除く)			
革手袋	長靴	作業服(上・ 下)	訪問スカート (ズボン)	訪問衣	予防衣	エプロン(か つぼう式又 はサロン式)	予防衣	作業服(上・ 下)	予防衣
一對	一足	夏用・冬用 各一着	夏用・冬用 各一着	夏用・冬用 各一着	二着	一着	一着	一着	一着
一年	一年	一年	二年	二年	一年	一年	二年	二年	二年
								飛騨保健所 (下呂センター を含む。)の 環境衛生業務 に従事する職 員に限る。	と畜検査又は 食鳥検査に従 事する職員に 限る。
									と畜検査又は 食鳥検査に従 事する職員に 限る。
									と畜検査又は 食鳥検査に従 事する職員に 限る。
									と畜検査又は 食鳥検査に従 事する職員に 限る。
									と畜検査又は 食鳥検査に従 事する職員に 限る。

								二十六 保健環 境研究 所	
3 細菌検査に從事する職員及びその補助業務に從事する職員		2 理化学試験に從事する職員及びその補助業務に從事する職員		1 薬剤師、診療放射線技師及びこれらに類似の業務に從事する職員					
予防衣	予防スポン	予防スポン	作業服（上・下）	予防衣	予防衣	予防衣	予防衣	防寒服	雨具
一着	二着	一着	夏用・冬用各一着	一着	二着（環境及び放射能に関する業務に從事する職員にあっては、一着）	二着	二着	一着	一着
一年	一年	二年	一年	一年	一年	一年	一年	三年	一年
		環境及び放射能に関する業務に從事する職員に限る。	環境及び放射能に関する業務に從事する職員で、理化学試験に從事するものに限る。					飛騨保健所（下呂センターを含む。）の職員に限る。	
二十七 衛生専 門学校 看護専 門学校 及び精 神保健 福祉セ ンター									
4 常時患者に接する業務に從事する職員		3 助産師、看護師、准看護師、看護助手及び歯科衛生士		2 薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、言語訓練指導員及び医療助手		1 医師及び歯科医師			
運動靴	予防衣 スポーツウェア（上・下）	靴	予防スポン	看護衣 予防衣	予防衣 （スカート）	予防衣	予防衣 スポーツウェア（上・下）	運動靴	予防衣
一足	一着	二足	二着	二着	一着	三着	一着	一足	二着（病院にあっては三着）
一年	二年	一年	一年	一年	一年	一年	二年	一年	一年
精神保健福祉の職員に限る。	精神保健福祉センターのデイ・ケア部門の職員に限る。		男性職員に限る。				精神保健福祉センターのデイ・ケア部門の職員に限る。	精神保健福祉センターのデイ・ケア部門の職員に限る。	

<p>二十八 食肉衛生検査所</p> <p>1 獣医師</p> <p>予防衣</p> <p>夏用・冬用 各三着</p> <p>一年</p> <p>センターのデイ・ケア部門の職員に限る。</p>										<p>二十九 身体障害者更生相談所</p> <p>1 相談判定課の相談判定に関する業務を担当する職員で補装具の修理に従事するもの</p> <p>作業服(上・下)</p> <p>夏用・冬用 各一着</p> <p>二年</p>										<p>三十 知的障害者更生相談所 希望が丘学園及びわかあゆ学園</p> <p>2 保育士</p> <p>1 医師及び薬剤師</p> <p>予防衣</p> <p>二着</p> <p>一年</p>																													
<p>3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び物理療法技術員</p> <p>予防衣</p> <p>二着</p> <p>一年</p> <p>希望が丘学園の職員に限る。</p>										<p>4 診療放射線技師</p> <p>予防スポン</p> <p>一着</p> <p>一年</p> <p>希望が丘学園の職員に限る。</p>										<p>5 看護師、准看護師及び看護助手</p> <p>看護衣</p> <p>二着</p> <p>一年</p> <p>希望が丘学園の職員に限る。</p>										<p>6 児童指導員</p> <p>スポーツウェア(上・下)</p> <p>一着</p> <p>二年</p> <p>希望が丘学園の職員に限る。</p>										<p>7 児童自立支援専門員</p> <p>スポーツウェア(上・下)</p> <p>一着</p> <p>二年</p> <p>わかあゆ学園の職員に限る。</p>									

三十三 工業技 術研究 所、産 業技術 センタ ー、情 報技術 研究所 セラミ ックス 研究所 及び 生活 技術研 究所		三十二 計量検 定所		三十一 子ども 相談セ ンター		児童生活支 援員及びセ ラピストで 直接児童の 指導に当た ることを本 務とするも の	
2 現業的業 務に従事す る		1 試験研究 業務に従事 する職員		1 計量器の 検定業務に 従事する職 員		1 保育士等 で、直接児 童の指導に 当たること を本務とす るもの	
作業服(上・ 下)		防寒服	安全靴	予防衣	作業服(上・ 下)	安全靴	運動靴 長靴
夏用・冬用 各一着(新 規採用の)		一着	一足	二着	夏用・冬用 各一着	一足	一足
一年(新 規採用の)		三年	三年	一年	一年	二年	二年 三年
セラミックス 研究所研究開 発部の成形及 び原料調整に 従事する職員 に限る。		セラミックス 研究所の職員 に限る。	セラミックス 研究所の職員 に限る。	理化学試験に 従事する職員 に限る。	理化学試験に 従事する職員 に限る。	理化学試験に 従事する職員 に限る。	わかあゆ学園 の職員に限る。 わかあゆ学園 の職員に限る。
三十五 農林事 務所		三十四 国際た くみア カデミ ー及び 木工芸 術スク ール		3 試験研究 業務に立会 する職員		1 現場業務 に従事する 職員(農業 改良普及業 務に従事す る職員を除 く。	
長靴	作業服(上・ 下)	防寒服	安全靴	指導員服(上 ・下)	作業服(上・ 下)	安全靴	長靴
一足	夏用・冬用 各一着	一着	一足	夏用・冬用 各一着	一着	一足	一足
二年	二年 三年	三年	二年	一年	二年	三年	一年 二年
畜産に関する 業務を担当す る職員に限る。	農務に関する 業務を担当す る職員を除く。 農務に関する 業務を担当す る職員に限る。	建築科、訓練 第一課、訓練 第二課及び訓 練課の職員に 限る。	職業訓練指導 業務に従事す る職員に限る。	職業訓練指導 業務に従事す る職員に限る。	職業訓練指導 業務に従事す る職員に限る。	工業技術研究 所の職員及び 生活技術研究 所の木工機械 操作に従事す る職員に限る。	産業技術セン ターの抄紙作 業に従事する 職員に限る。



三十三 農業技術センター及び中山間農業研究所									
1 試験研究業務に従事する職員									
2 用地業務に従事する職員									
3 農業改良の普及業務に従事する職員									
防蹠靴	長靴		作業服(上・下)	予防衣	防蹠靴	作業服(上・下)	作業服(上・下)	防蹠靴	長靴又は安全靴
一着	一足		夏用・冬用各一着(新規採用又は異動による職種変更の年に限り各二着)	一着	一着	夏用・冬用各一着	夏用・冬用各一着	一着	一足
三年	一年		一年(新規採用又は異動による職種変更の年に貸与された被服に限り二年)	一年	三年	二年	二年	三年	三年
農業技術センター作物部、花き部及び野菜・果樹部の職員に限る。									
2 農業技手									
防蹠靴		防蹠靴	防除用マスク	防除衣	帽子	長靴	地下足袋	作業服(上・下)	防蹠靴
一足		一着	二個	一着	一個	一足	一足	夏用・冬用各一着(新規採用又は異動による職種変更の年に限り各二着)	一足
二年		三年	一年	一年	三年	一年	一年	一年(新規採用又は異動による職種変更の年に貸与された被服に限り二年)	二年
中山間農業研究所の職員に限る。									
中山間農業研究所の職員に限る。									
中山間農業研究所の職員を除く。									
農業の散布作業に従事する職員に限る。									
農業の散布作業に従事する職員に限る。									
中山間農業研究所の職員に限る。									
中山間農業研究所の職員に限る。									

		三十七 畜産研 究所													
2 水産技手		1 試験研究 業務に従事 する職員													
作業服(上・ 下)		長靴	防寒長靴	防寒服	作業服(下)	作業服(上)	長靴	防寒服	作業服(上下 つなぎ)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上下 つなぎ)	長靴	防寒服	予防衣
夏用・冬用 各一着(新 規採用又は 異動による		一足	一足	一着	一着(隔年 で二着)	一着	一着	一着	一着	各一着	一着	一着	一足	一着	一着
一年(新 規採用又は 異動による 職種		二年	二年	三年	一年	二年	一年	三年	一年	一年	三年	一年	一年	一年	二年
															酪農研究部及 び養豚研究部 の職員に限る。
															飛驒牛研究部 及び養鶏研究 部の職員に限 る。
		四十農 業大学 校													
		三十九 病害虫 防除所													
2 農業技手		1 農業教育 訓練業務に 従事する職 員													
防除衣	帽子	長靴	つなぎ	作業服(上下 つなぎ)	作業服(上・ 下)	長靴	予防衣	つなぎ	作業服(上下 つなぎ)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	長靴	作業服(上・ 下)	長靴	病害虫防 除業務に従 事する職員
一着	一個	一足	一着	一着	夏用・冬用 各一着(新 規採用又は 異動による 職種変更の 年に限り各 二着)	一足	一着	一着	各一着	一着	各一着	一足	夏用・冬用 各一着	一足	職種変更の 年に限り各 二着)
二年	三年	一年	二年	二年	一年(新 規採用又は 異動による 職種変更の 年に貸与さ れた被服 に限り二 年)	一年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	一年	変更の年 に貸与さ れた被服 に限り二 年)
農業の散布作 業に従事する 職員に限る。			畜産指導課の 職員に限る。				畜産指導課の 職員に限る。		畜産指導課の 職員に限る。						

四十四 森林文 化アカ デミ ー	2 林業普及 指導業務に 従事する職 員		四十三 森林研 究所	1 試験研究 業務に従事 する職員	1 獣医師	四十二 家畜保 健衛生 所											四十一 国際園 芸アカ デミ ー		
	作業服(上・ 下)	防寒服				長靴	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	予防疫 つなぎ	予防疫 (上下)	作業服(上・ 下)	防寒服	長靴	帽子	防除衣	予防疫	予防疫	作業服(上・ 下)	長靴
1 林業教育 訓練業務に 従事する職 員	夏用・冬用 各一着	一着 一足	一着 一足	夏用・冬用 各一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	一着	夏用・冬用 各一着	夏用・冬用 各一着	
二年	三年	三年	一年	二年	一年	三年	一年	一年	一年	二年	三年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	二年	
東濃家畜保健 衛生所及び飛 騨家畜保健衛 生所の職員に 限る。																			

四十八 長良川 上流河 川開発	四十七 犀川管 理事務 所	四十六 東海環 状自動 車道事 務所			四十五 土木事 務所												
		1 現場業務 に従事する 職員		1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 技術職員及 び用地業務 に従事する 職員		2 土木 技手	1 現場業務 に従事する 技術職員並 びに総務課 施設管理課 用地課及び 公有地化推 進課の職員									
作業服(上・ 下)	防寒服	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	防寒服	雨ガッパ	長靴	安全靴	長靴又は安全 靴	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服	防寒服	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)	作業服(上・ 下)
各一着	一着	各一着	各一着	各一着	一着	一着	一着	一着	一着	各一着	各一着	一着	一着	一着	一着	一着	各一着
二年	三年	一年	三年	三年	一年	二年	二年	二年	二年	一年	一年	二年	三年	三年	二年	二年	二年
担当ことに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。		担当ことに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。		担当ことに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。		担当ことに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。		担当ことに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。		担当ことに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。		管理調整業務 又は契約業務 に従事する職 員を除く。			管理調整業務 又は契約業務 に従事する職 員を除く。		

五十二 建築事 務所	五十一 流域浄 水事務 所	五十 岐 阜 周 辺 鉄 道 高 架 工 事 務 所	四十九 リニア 推進事 務所	工 事 務 所 及 び 上 流 河 川 開 発 工 事 務 所	工 事 務 所 及 び 上 流 河 川 開 発 工 事 務 所	工 事 務 所 及 び 上 流 河 川 開 発 工 事 務 所	工 事 務 所 及 び 上 流 河 川 開 発 工 事 務 所	工 事 務 所 及 び 上 流 河 川 開 発 工 事 務 所	工 事 務 所 及 び 上 流 河 川 開 発 工 事 務 所	工 事 務 所 及 び 上 流 河 川 開 発 工 事 務 所
1 現場業務 に従事する 職員	2 水質検査 業務に従事 する職員	1 現場業務 に従事する 職員及び用 地業務に従 事する職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員	1 現場業務 に従事する 職員
作業服(上・ 下)	予防衣 長靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴又は安全 靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴	作業服(上・ 下) 防寒服 長靴
夏用・冬用 各一着	一足 二着	一足 一着 一着	一足 一着 各一着	一足 一着 各一着	一足 一着 各一着	一足 一着 各一着	一足 一着 各一着	一足 一着 各一着	一足 一着 各一着	一足 一着 各一着
二年	二年 一年	三年 三年 二年	三年 三年 二年	三年 三年 二年	三年 三年 二年	三年 三年 二年	三年 三年 二年	三年 三年 二年	三年 三年 二年	三年 三年 二年
		担当ごとに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。			管理調整業務 に従事する職 員を除く。	管理調整業務 に従事する職 員を除く。	管理調整業務 に従事する職 員を除く。	管理調整業務 に従事する職 員を除く。	管理調整業務 に従事する職 員を除く。	担当ごとに長 靴又は安全靴 のいずれかと する。

備考 夏用は六月一日から九月三十日まで、冬用は十月一日から翌年五月三十一日までの間使用するものとする。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員保健審査会規則をここに公布する。  
平成二十五年四月一日

岐阜県規則第三十一号  
岐阜県職員保健審査会規則  
(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県職員保健審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審査会は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十条第一項の規定により知事が選任する総括安全衛生管理者(以下「総括安全衛生管理者」という。)の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

一 結核性疾患又は一般疾病(外科、産科等の一時的疾患を除く。第三号において同じ。)(による職員の健康管理区分(職員の健康管理を行うために総括安全衛生管理者が別に定める区分をいう。次号において同じ。))の決定又は変更その他健康管理上必要な措置に関すること(第三号に掲げるものを除く。))。

二 精神疾患(神経症、自律神経失調症等を含む。次号において同じ。)(による職員の健康管理区分の決定又は変更その他健康管理上必要な措置に関すること(次号に掲げるものを除く。))。

三 結核性疾患、一般疾病又は精神疾患により休職中の職員の復職に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 審査会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、医師及び県の職員のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審査会に会長を置き、委員のうちから総括安全衛生管理者が選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会は、次の各号に掲げる議事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める会議を会長が招集する。

一 第二条第一号に掲げる事項に関する事 一般疾患審査会

二 第二条第二号に掲げる事項に関する事 精神疾患審査会

三 第二条第三号に掲げる事項に関する事 復職審査会

四 第二条第四号に掲げる事項に関する事 特別審査会

2 前項各号に定める会議に出席すべき委員は、会長が指名する。

3 第一項各号に定める会議は、当該会議に出席すべき委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

6 審査会の調査審議を要する事項で、緊急を要するため会議を招集する暇がないとき、又は審査が容易で会議を招集する必要がないと認めるときは、第二項の規定により会議に出席すべき委員として会長が指名する者に回議して会長の決定を受け、会議の調査審議に代えることができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、総務部職員厚生課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、総括安全衛生管理者が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百七号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十五年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十 歳 未 満	四、五〇三円	一三、九三五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇〇七円	一三、九三五円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一八円	一三、六三四円

三十歳以上三十五歳未満	六、一一二円	一六、一三〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二七円	一八、五三五円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四二円	二二、九一一円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六一円	二四、四五五円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、九九五円
五十五歳以上六十歳未満	五、八一円	二三、一七一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六八三円	一九、八一六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一四、三七六円
七十歳以上	三、九五〇円	一一、九三五円

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 職員保健審査会（第十三条 第十七条）」を「第三章 削除」に改める。

第五条第三号中「振興局長」の下に、「岐阜地域総括監」を加え、同条第四号中「振

興局」を「総務部職員厚生課長及び振興局」に改め、同条第五号中「及び」を「希望が丘学園長」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第十三条から第十七条まで 削除

第二十三条の二第一項中「審査会」を「岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）別表に掲げる岐阜県職員保健審査会」に改める。

別表第一総括安全衛生管理者が直接所管する所属の部中「東京事務所、犀川管理事務所並びに岐阜県民ふれあい会館、岐阜県福祉・農業会館及び岐阜県シンクタンク庁舎内の現地機関」を「岐阜地域福祉事務所及び東京事務所」に改め、同表地区安全衛生管理者が所管する所属の部振興局長が所管する所属の項中「第一条第三項」を「第一条第二項」に改め、「（総括安全衛生管理者が直接所管する所属、身体障害者更生相談所及び希望が丘学園を除く。）」を削り、同項の次に次のように加える。

岐阜地域総括監が所管する所属  
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡及び本巣郡の区域内の現地機関（岐阜地域福祉事務所、身体障害者更生相談所及び希望が丘学園を除く。）

別表第二保健所長の項の次に次のように加える。

希望が丘学園長  
地区安全衛生管理者（希望が丘学園長に限る。）が所管する所属

別表第二その他知事が必要と認める健康管理医の項中「希望が丘学園及び身体障害者更生相談所」を「及び地区安全衛生管理者（岐阜地域総括監に限る。）が所管する所属」に改める。

別記第五号様式中「<sup>①</sup>」を「甲」<sup>②</sup>、<sup>③</sup>を「乙」<sup>④</sup>、<sup>⑤</sup>を「丙」<sup>⑥</sup>、<sup>⑦</sup>を「丁」<sup>⑧</sup>に改める。

分岐状況表を「<sup>①</sup>」<sup>②</sup>、「<sup>③</sup>」<sup>④</sup>を「<sup>⑤</sup>」<sup>⑥</sup>に改める。

甲	乙	丙	丁	備考
甲	乙	丙	丁	

別記第六号様式中

有・無	年 月 日		
有・無	年 月 日		
有・無	年 月 日		

を


備考

に於ける。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社